平成23年度第2回新潟県立図書館協議会議事録

開催日時	平成24年3月14日 (水)午後2時30分から午後4時35分まで
開催場所	新潟県立図書館2階 「大研修室」(新潟市中央区女池南3丁目1番2号)
進行状況	1 開会
	2 あいさつ
	3 議事
	報告事項
	①平成23年度図書館運営に対する自己評価(素案)について
	②平成24年度中期運営方針及び重点事業について
	4 その他
	①大規模災害時における都県立図書館相互応援の申合せについて
	②図書館法の改正に伴う新潟県立図書館協議会設置条例の改正について
	5 閉会
委員出席状況	森委員、小池委員、家富委員、田村委員、関川委員、金森委員、加藤委員、工
	藤委員
事 務 局	安藤図書館長、石倉副館長、高津副参事、井川企画協力課長、有本企画協力
出席状況	課課長代理、上村業務第1課長、富岡業務第1課課長代理、寺尾業務第1課
	課長代理、平田業務第2課長、長谷川業務第2課課長代理 佐藤業務第2課
	課長代理
傍 聴 者	1名

## 1 開 会

### (司 会)

ただ今から、平成 23 年度第 2 回新潟県立図書館協議会を開催いたします。委員の出席状況ですが、斎藤委員と山本委員が急用で欠席との連絡が入っています。まず始めに安藤館長からご挨拶申し上げます。

## 2 あいさつ

## (安藤館長)

ひと言ご挨拶申し上げたいと思います。今日は今年度 2 回目の協議会ということで、当初の予定では全員出席される予定だったのですけども、お二人急な用事ができたということで欠席の連絡をいただいています。協議会委員としては、2 年の任期が終わりますので、このメンバーの会議としては今日が最終になるかなと思っています。この図書館協議会のことを少しひも解いてみましたら、図書館協議会が出来て、このメンバーの方々は第 30 期の委員と思っています。戦後間もなく図書館法がつくられて、図書館法がつくられたのは昭和 25 年ですけども、そのすぐ翌年に新潟県の図書館協議会の条例がつくられまして、60 年ちょっとあるんですけども、その間に 30 回の委員の皆さんからいろいろご意見を伺ってきました。今日も幾つ

か今後の図書館の方向性を考えるような議題をご提起したいと思っていますので、是非忌憚のないご意見をお伺いしたいと思います。2時間くらいの予定ですので、よろしくお願いいたします。

#### (司 会)

この会議は公開となっております。傍聴者は本日は1名いらっしゃいます。また、会議の議事録を作成し、ホームページ上にも公開されますのでご了承願います。時間ですので早速議事に入りたいと思います。進行は田村委員長からお願いいたします。

#### 3 議事(報告事項)

#### (田村委員長)

ただ今から議事に入りたいと思います。議事の順に従いまして進行してまいります。報告事項の1番。平成23年度新潟県立図書館運営に対する自己評価素案について、図書館の方から説明をお願いいたします。

### (安藤館長)

平成 23 年度はまだ完全に終わったわけではありませんけども、自己評価をしながらそれに対するご意見をお伺いしていきたいと思います。資料1に私どもの方で考えた自己評価を記載してありますが、その前に図書館評価の仕組み全体について、概略をお話したいと思います。資料2に図書館評価スケジュールがあります。その仕組みと今後のスケジュールを担当職員から説明をしまして、その上に立って評価の中身に入りたいと思います。

#### (井川企画協力課長)

井川です。よろしくお願いいたします。資料2の平成 23 年度図書館評価スケジュールをご覧ください。まず、県立図書館で行った自己評価を本日、協議会でお示しいたします。その後、委員の皆さまにはこの自己評価を踏まえまして、ご意見を平成 23 年度図書館事業評価に対する意見、これは次ページにございますけれども、こちらの方にご記入をいただきまして、3 月31日まで、私、井川までにご提出くださるようにお願い申し上げます。メールアドレスをお持ちの先生方には後日メールでこのフォームをお送りいたしますし、お持ちでない方には返信用の封筒をお渡ししましたので、恐れ入りますが郵送でご提出ください。その後、4 月1日から9日辺りですね、委員長の田村先生から委員の皆さまから寄せられたご意見の取りまとめをお願いしたいと思います。その後、4 月下旬に外部評価を加えました図書館評価が確定いたしまして、5 月上旬に評価結果をホームページ上で公開すると、このような流れになっております。以上です。

#### (安藤館長)

今後のスケジュールを説明しましたけども、図書館の評価そのものは、3 年ほど前に図書館 法が変わって全国の図書館は、義務ではなくて努力規定ではあるのですけども、自ら図書館評 価を行ってそれを公表してその後の図書館運営に意見を反映しなさいという趣旨の法律が改正 されました。私どもはそれを受けて、今説明のあったような仕組みを私どもなりに考えて実施 しているという形です。どういうふうな評価の仕方をするかというのは必ずしも決まっている わけではなくて、全国それぞれの図書館がオリジナルで、それぞれのやり方で行っているんで すけども、私どもの方は委員長である田村先生ともいろいろ相談した結果として、第一義的に は私どもの図書館の側で目標設定したものに対してまず自己評価をする。それを踏まえながら 図書館評議会の委員の皆様方が外部から意見を述べていただいて、委員長がそれを責任を持っ て取りまとめをするという三段構えのスケジュールで評価を実施するという形にしています。 これで3回ほど行っているんですけども、今年度も同じ方法で進めていきたいと考えています。 資料1に戻っていただいて、私どもの第一段階の評価を簡単に述べさせていただきたいと思 います。年度当初に目標を定めてあるわけですけども、年度当初に定めた目標は基礎的なサー ビス評価の項目と、それを実現するための重点事業の目標という形で、目標も二段階になって います。基礎的サービス項目としては、全国の図書館との比較がある程度可能なよう数字的に 明らかな目標を掲げていて、入館者数と新規の登録者数、個人貸出冊数、ホームページのアク セス件数、市町村への貸出冊数、レファレンス件数という全部で6つの基礎的項目を掲げてい ます。その中で、レファレンスの件数については、前回の協議会のご意見で、これまでは即答 分も全部含めて目標としていたのですけども、即答分を除いた、ある程度時間のかかるもの、 30分とか1時間とか、きっちりと調べてこたえるものについてのレファレンスの件数にしまし ょうというご意見が強かったので、それを踏まえて目標の指標を変更しています。

指標に対する数値目標を同時に掲げていますが、ここ数年はずっと利用者を伸ばそうという政策を打ってきて、目標値を2割増とか3割増というような目標を掲げていたのですけども、23年度はある程度図書館の活性化は出来たという前提に立って、目標は前年度並み数値にしていくというのを基礎にしています。そういう数値目標を前提にしながら、重点事業として3つのことを掲げていて、基礎項目のアとイとウと、それからカに関連して、幅広い年齢層のニーズに応えられるような資料の収集提供をしていきましょうと。一部の偏った年齢層とか、一部の偏った職業の人に対するものだけではなくて、なるべく幅広く、極端に言えばゼロ歳から90歳、100歳の人まで県立図書館が利用できるような、そういう資料の収集と提供の仕方を考えましょうという目標です。2番目は未来の図書館を目指して、電子図書館サービスの充実を図っていきたいというのが2番目の目標です。3番目は比較的従来型の県立図書館なんですけども、県立と市町村図書館との連携協力を引き続き推進していこうという、この3つの重点目標を掲げているという形です。

中身に入らせていただきますが、最初の基礎的サービス評価の数字を掲げた目標という部分です。目標そのものは平成 22 年度とほぼ同じ目標を掲げながら、高い水準を維持していきたいというふうに考えたのですけども、ほとんどの項目で昨年度をさらに1割から2割、場合によっては3割、4割伸びるような、そういうような数字になっています。入館者数は昨年度は41万1627人でしたが、今年度はまだ全部終わっていないのではっきり分からないのですが、47万人前後くらいの入館者数になります。去年と比べて伸び率としては114%くらいとなっています。新規の登録者数ですが、これは私どもの登録、利用カードは有効期限が限られていて、

その次の5番のところが際立って違った結果が出ているのですけども、市町村への貸出冊数、県立図書館と市町村立図書館との関係、大学の図書館も含めて、他の図書館とのやり取りは逆に1割ほど減って、前年から比べると90%位の数字になっている。これは後ほど担当職員から、私どもで分析している原因というか状況をご説明したいと思いますが、他と比べた時に際立った違いを見せているという状況にあります。最後のレファレンスについては、即答も入れると全体のレファレンスは減っているというお話はずっとこの間しているのですけども、ここでいう即答を除くというのは、回答するのに30分以上かかるもの、中には1週間もかかるものもありますが、そういうのも含め、少なくともすぐには答えられなくて、やり取りをしながら30分以上の時間がかかるものをここでは載せています。これはやはり伸びていまして、2割くらいの伸び率で伸びているというような結果になっています。これが数字的な部分です。

3 ページからはこれらの目標を達成するために重点的に掲げている事柄、3 つのことについてその結果を整理してあります。重点の最初の子どもから高齢者まで多様なニーズに対応できる資料の収集と提供を図っていきましょうという目標を掲げています。実際に、具体的にどういうふうにしたかということですが、従来から県立図書館は年齢の高い方々は利用していますし、専門的な職業の方々も利用しているので、ほとんど県立図書館を利用してこなかったというのは 30、40歳くらいの子育て真っ最中のような年齢の方々と、子どもたちに対しても児童のための本がなかったですので、子どもへの対応が出来なかったのですが、子どもから高齢者までというのは実際に置き換えると、3、40歳代の世代や子どもたちに対する対応を取っていきましょうというのが実際の政策になります。それで目標として掲げているのが、子育て世代の利用を増やしていくのだということを目標に掲げてきました。3 年ほど前に始めた時は子育て世代用の本とか子どもの本とかは1冊もなかったので、まず本を揃えるというところから始まって、最初の目標は料理の本とか子育ての本とか、健康医療の本とかいうものを1万冊とか2万冊の単位で揃えましょうというのを目標に掲げてきました。今は、それは利用されて初めて意味があるわけなので、利用されるような仕掛けをいろいろ組み立てているという状況であ

ります。指標として掲げた30歳代の個人貸出冊数というのは今年度は多分10万冊を超えるのではないかなと思っています。全体の貸出が40万冊ですので、この世代、子育て世代というのが全体の貸出の4分の1を占めるというような状況になっています。私どもの評価としてはこれまで県立図書館に全く無縁だった世代が、この県立図書館に目を向けるようになって、子育ての世代ですので子どもを連れてなかなか県立図書館に来れなかったという世代なのですけども、その人たちが県立図書館って結構面白いねというふうに関心を持って本を借りていくようになったという意味では、潜在的なニーズを引き出すことにある程度成功したのではないかなというふうに私どもでは自己評価をしています。

その次のページですけども、重点目標の2番目は未来の図書館に向けて、電子図書館サービ スの基盤を作っていきたいというふうに真剣に思っています。これからの図書館のアイデンテ ィティをどこに求めるかといった時に、この建物の中が活性化することは非常に大事なことで、 せっかく1万平米もある建物ですから、それを遊ばせておくことはないので、この建物自体は 活性化したいというのはあるんですけども、それだけで県立図書館の役割を果たしているかと 言えば必ずしもそういうわけではありません。将来に向けての日本の図書館全体のことを考え た時には、県立図書館というような所がリードしながら電子図書館というものを作り上げてい くということが、これから非常に重要な私どもに課せられた課題だというふうに考えています。 それに向けてのいろんな対応を一つずつやっているという状況にあります。目標としては単に ホームページを作って、ホームページを見て下さいということではなくて、それを利用して図 書館サービスを受けるというところまで踏み込んでいこうと考えています。ここでいう「マイ ページ」というのは、ホームページをただ見るというだけではなくて、ここに利用者が登録を して、電子図書館サービスを個人的に使えるような環境を作ろうということです。「マイページ」 に登録することで本の予約をしたり、借りている本の延長をやったり、あるいは自分が借りた 本を履歴として残そうと思えば残せるとか、そういうことが出来るんですけども、そういうと ころまで踏み込んでいこうと考えています。さらに後ほど説明しますが、音楽サービスとか、 音楽の配信もこの「マイページ」を使ってできるというような仕掛けを考えています。昨年の 1 月に始めた時には「マイページ」登録は全くゼロで、もともとそういう仕組みは無かったの でゼロだったのですが、5000人を1年間の目標として掲げ、実績は7500人という実績になっ ています。1年間のカード発行数が1年間に7000くらいで、3年間有効なので、有効なカード を持っていらっしゃる方は今 2 万人ちょっといます。2 万人ちょっとのカード発行の中で約 3 分の1が、自分でマイページ登録をして私どもが提供する新たな電子図書館サービスを何らか の形で受けているという結果になっていて、これは私どもの評価としては大成功だというふう に思っています。これだけの数の人がいきなり1年間でこんなふうにコンピュータを使って行 くとはちょっと想定していなかったので、私どもの自己評価としては素直に大成功だというふ うに考えています。

3 番目のところは、これは従来からの伝統的な県立図書館の役割なんですけども、県立と市町村立図書館、あるいは県内の大学図書館、あるいは全国のその他の図書館との連携協力をしながら、全体として図書館ネットワークの中核として県立図書館が役割を果たしていくという主旨です。ここで掲げた目標は、その中でも特に新潟市の相互貸借システムというものを充実

させたいということで取り組んでまいりまして、具体的には私ども新潟県立図書館と新潟市立図書館が約 20 館ありますが、約 20 館の新潟市立図書館と新潟大学の図書館で連携しあってお互いの資料を自由に貸し借りができるような仕組みを作ろうということで取組んでいます。今年度は目標を 2000 と掲げたのですが、実績はちょっとそれには届かないかなというくらいですけども、去年と比べると、去年は 1600 冊くらいでしたのでかなり増えていて、2 割以上増えています。ただし、その中身について、伸びたことのほとんどは新潟大学と県立図書館との間での本のやり取りが非常に増えていて、市立図書館と県立図書館のやり取りは逆に減っています。大学と私ども県立との連携はそういう意味で非常に進んだのですが、市町村立図書館と県立の関係はちょっと微妙に変わってきているというような状況にあります。

大雑把にお話をしました。関連する資料がお手元にありますが、昨年新規に、日立製作所のシステムを導入した関係もあって、日立製作所の広報紙の中に私どもの図書館サービスの基本的な考え方のようなものが載っています。電子図書館サービスを大幅に拡充をすることを目指しているんですよ、というような趣旨の記事が載っています。時間がないので説明しませんが、後ほどご覧いただきたいと思います。次は、「越後佐渡デジタルライブラリ」という小冊子が行っていると思いますが、これもリニューアルをして、従来は新潟県の歩みという本が1冊だったんですけども、今回は5倍ほどコンテンツが増えて、相当多様なシステムになっています。今現在、ここに取り上げている資料はタイトル数で約3000、画像の数で5万点、昨年度、必死にあちこちに行って資料を撮影したので、5万点の写真というか画像が見れるというようなシステムを作っています。音楽ライブラリというのも新たに始めて、活字の情報だけではなくて音楽情報というのも今後図書館として取組んでいく一つの分野だと認識していますので、私どものホームページ上から音楽の配信を聞けるというようなシステムを作りました。

そんなことがこの1年間の概ねの経過です。際立って数字が変わった市町村との関係の部分ですが、それについて担当の課長の方から状況をご説明をしたいというふうに思います。

#### (上村業務第1課長)

業務1課の上村です。市町村等への貸出冊数について少し申し上げます。2月の時点で平成22年度と比べて543冊減少しています。その内訳を分析しますと、新潟、長岡、上越の3図書館の減少が非常に激しいということです。具体的に申し上げますと新潟市立図書館は中央図書館に対する貸し出しがプラス17冊なのですが、中央図書館以外に対してはマイナス212冊、長岡市立図書館に対してはマイナス179冊、上越市立図書館は、直江津が移転のため休館していましたので参考にならないのでこれを除きますと、マイナス164冊、この3館のマイナスの合計がほぼ減少数と同じ500冊以上となっております。新潟市は中央は21年度208冊、22年度219冊、23年度は236冊と順調に増えておりますが、中央以外の図書館は、まずは新潟市立中央から借りるというために、県立への依存度が低くなっているのではないかと思っております。長岡市立につきましては、問い合わせましたところ、平成23年4月以降、相互貸借にかかわる費用を利用者負担としたとのことで、これの影響かと思われます。上越市さんについてもお聞きしましたところ、今年度5月から10冊という制限を設けたというお話を聞いております。この3館以外につきましては平均しますと殆ど前年並みですが、委託やパートの方が

増えて、担当者の力量による変動があると思われます。ちなみに新発田市立図書館は 22 冊から 111 冊と非常に増えているんですが、これはどうも委託から直営になった影響があるのではないかと思っております。相互貸借全般については、県立への依存度が減ったのではないかと考えております。合併によって中小の自治体が大都市に組み込まれまして、各自治体の中央館で対応できるようになったということ、県立が収集する資料は大規模市立図書館でも収集していて、敢えて県立で借りる必要が無くなったのではないかということ、本当に特別な資料については、国立国会図書館他、全国の図書館から取り寄せる方が手に入る方が多いのではないかといったことを考えております。もう一つ考えられるのは、インターネット等の影響です。情報の多様化によって、例えば Amazon などを使いますと、自宅まで欲しい本が届くようになりました。敢えて遠い図書館に行くよりは、自宅に届く本を待っている方が合理的と考えている利用者も増えているのではないかと考えられます。図書館はこれに対応することも考えていく必要があるのではないかと思います。先ほどご紹介しましたが越後佐渡デジタルライブラリーでは、当館の郷土資料のみならず、県内図書館等のデジタル化にも取り組んでおりますが、これは市町村支援の1つのあり方としてとらえております。

### (安藤館長)

私どもの説明は以上です。

### (田村委員長)

ありがとうございました。それではまず評価のスケジュールですが、これは昨年度と同様のスケジュールで、今回も今日は質疑を中心に図書館の方でやった評価結果について意見を交わして、それをもとに皆さんの方でそれぞれの評価を出していただいて、私は皆さんの意見を集約というか、整理役に徹するような形で集約したものを外部評価ということで県立の方にお出しするというようなスケジュールでよろしいですね。そのように今回もやらせていただきます。それではただ今の図書館の方からの説明について、どこからでも結構ですが、どちらかと言うと最初の方は基礎的サービス評価の方を見て、後半の方で重点事業の方をというような感じで行こうかと思っています。もちろん、それに限定されずにいろいろ言って頂いてかまいません。意見や評価は後でもできますので、もし質問があればそちらの方を重点的に出していただければいいのかなと思っています。何かご意見やご質問がありますでしょうか。

#### (金森委員)

私は入館者数とか個人貸出冊数のこの伸びにはものすごく驚いているんです。これはもちろん、皆さんが特に子育て世代の発掘に力を入れられた結果だと思います。もう一つは震災で節電の時に図書館に涼みに来ている人がすごく多かったのではないか、本当に混んでいましたもの。外はすごく熱かったけど、図書館に来ればやっぱり涼しい、それで初めて県立図書館に来てついでに本でも借りていこうかという人がかなりいたんじゃないかと思うんですね。私はこれは別に悪い事じゃなくて、災い転じて福となった例だと思うんです。そういうことを考えますと、24年度にあまり高い数字を掲げるとしんどくなるんじゃないかなと思うんですけど。節

電で涼みに来た人なんてのは、皆さんは感じられましたでしょうか。

### (安藤館長)

今、平均すると、1日当たり 1500 人から 1600 人くらいの利用者なんですけど、夏の間は言われるように 2500 人から、一番多い日で 3000 人になるくらいの入館者がいて、通常の時よりも多い入館者がいたということは事実です。年齢的にも若い人たちからお年寄りまで、幅広い人たちが夏の期間は特に利用していたと承知しています。そういう傾向が来年度以降も定着するのか、言われるように一時的な部分もかなり入っていたのかはまだ十分には分からないので、後ほど来年度の方針もありますけども、一応今年並みの形で新年度も運営を考えていくのが良いのかなと思っておりますが、なかなか実態をまだよく承知していないのが事実です。

#### (森委員)

今のことに関連すると、私たち学校教育を預かる者の立場からすれば、暑いからと言ってショッピングセンターに行かれたら困るんです。市立図書館であっても県立図書館であっても、図書館に行ってくれればこんなに良い事はない。この活字離れの中で少しでも図書館に近づいてくれる、本に近付いてくれる。それが涼むためであっても、ショッピングセンターと比べれば有難いことです。そう思って、入館者数の増を喜んで見ていました。15年前と入っている人たちが違いますか、今日も見させていただいたんですが、鳥屋野潟を望めるオアシスコーナーとか、自分のパソコンを使える所などはウィークデーでこれだけの数が居るんだな、と驚くほどです。ですから、節電のためであっても、本当に喜ばしいことだと思います。それが新潟市の図書館だろうが県の図書館だろうが、子どもがそれをきっかけとして図書館に入る、それは素晴らしいことだと思っています。

### (田村委員長)

この夏もエアコンを効かせていただくことにして。増えた層というのはどういう層なのかということについて、もし何かお分かりのことでもあれば伺いたいのですが。

#### (安藤館長)

この1年というよりも、この3年、4年あまりのことになるんですけども、明らかに4年、5年前と比べた時に違うのは小さな子どもたちは全くここには来れなかったですので、子どもの本の環境が一切ありませんでした。小さな子どもがここに来るということはあり得なかったのですね。でも、小さな子どもが来るような環境を作りましたし、小さな子どもは自分で来るわけではないので、当然家族と一緒に来ますので、それが30代から40代位の年齢層という形になっています。さらに高校生とか専門学校生とかの年齢層も、かつては県立図書館は殆どシャットアウトしていたという状況にありましたけれども、今はユースコーナーを作ったり、そこに進学の本のコーナーを作ったりして、高校生とかも受験勉強にきたりするようになっています。年齢層の幅は、まさにこの表題のとおりですが、ゼロ歳児から80歳、90歳の方までかなりまんべんなく県立図書館を利用できるような仕組みになったというふうに思っています。た

だ、それ自身は私どももそういう政策を打ってきたのでその通りの成果があったと思っているのですけども、キャパシティは当然限られていますし、ここの図書館の構造は、区分けがないので、初めから子ども図書室とか高校生用とかを考えられて作ると、2 階建てとか 3 階建てになって区分けをするという建物の構造もあったかと思うのですが、ここはそういう建物の構造ではなくて、全くのワンフロアでできています。その中で違った年齢層の、違った目的を持った人たちが上手くトラブルを起こさずに、お互いを尊重しながら図書館を楽しんでもらえるというのは、かなり至難の技です。日々小さなトラブルは起こりますけども、そういうのを図書館の運営としては非常に気を付けながら行っているというのが今の状況です。

# (田村委員長)

他にご質問とかご意見はいかがでしょうか。

### (金森委員)

先ほどのご説明の中で、新発田図書館が委託から直営になったら増えたということですが、 それをもうちょっと詳しく教えてください。

### (上村業務第1課長)

新発田市立図書館は、もともと直営だったんですが、数年前に団体に業務委託しました。業務委託後の相互貸借の実績では、平成21年度には新発田に69冊貸して、平成22年度には22冊という形でどんどん減っていきました。窓口で「本がありますか」と言われて、「ありません」で終わることがあったのではないかなと思います。平成23年度になりますと突然増えまして111冊になり、5倍に増えています。実際に雇っている人はパートの方だったりはするんですが、直接市の職員が図書館運営に関わりまして、その指導をするのが司書になり変わったのではないかと思います。

## (金森委員)

委託していた時は司書はいなかったんですか、市立図書館なのに。

#### (安藤館長)

もうちょっと補足をさせていただくと、市町村立図書館の運営の方法にも、いろいろ歴 史的な変遷があるわけで、かつては市町村立図書館と言えば市町村の職員が自ら運営をす るというのが、少なくとも 10 年くらい前までは当然だったです。この 10 年くらいの間に、 大胆に業務の委託をしたり、運営のすべてを民間企業に指定管理という形でそっくり任せ てしまうというようなことが、かなり行われるようになったんですね。今の例の新発田の 図書館も、去年まではしばらくの間、市の職員が運営するんではなくて、民間企業にほぼ 全部委託を出していたという形でした。しかし、逆の見直しが行われて、昨年から市の直 営で職員が運営するような形に、また元に戻ったという状況にあります。それぞれの市町 村の考え方でそういうのが行われていくわけなんですけども、そういうのに伴って当然仕 事の中身、仕方も微妙に違いが出てくるということは事実です。直営だから良い、委託だから悪いとかいうそういう単純な議論ではないので、どういう形態であっても、中身の問題なんです。中身次第なんですけども、特にこういう、他の所から本を借りるというようなことになると、利用者が直接手続きをやるわけではなくて、真ん中に図書館の職員が介在しますので、真ん中に入る図書館の職員がどのくらいの力量を持っているか、どういう意識を持って、自分のところにないからありません、で終わるのか、一生懸命どこかから探して、取り寄せて本をサービスしようと思うかという、そういう部分でかなりサービスに違いが出てくるということなんだろうと思います。

### (田村委員長)

先ほどからご説明いただいたのは、どちらかと言うと市町村とか利用者の方の理由なんですね。つまり自治体が広域化して、自治体の中で本を回せるようになったから県立に頼る部分が減ったとか、利用者に費用負担を求めるようになったとかですね、たまたま新発田の場合には直営に戻って一生懸命やるようになったら利用が増えたという話で、結局それって県立の方のポリシーでは如何ともしがたい部分なわけですよね。そこをどうするかということについては、いかがなんですかね。基礎的サービスに入っている事業で、でも自分たちでは如何ともしがたい事情で減っちゃったということをどう考えれば良いかということなんですが、それについてはいかがですか。

### (安藤館長)

今ほどのお話の中で、私どもの分析というか考えとしては、ひと言で市町村とはなかな かもう言えないようになっています。市町村というものも多様化しているので、市町村と いう1つの区切りだけで物事を考えていく時代ではないということもあります。大きな流 れとしては、新潟県は市町村合併に非常に熱心に取り組みましたので、112 あった市町村 が今は30になって、新潟市や長岡市は非常に力のある市になりました。新潟市や長岡市 が県に頼らないで自立して、自分たちの中でサービスを完結していくというのは間違って いないというか、市町村合併の理念から言えば全く正しいことであって、それに対しては 私たちは県立の図書館を利用すべきだなどということを言うつもりは全然ないです。力の ある自立した市はきちんとそれでやっていただければいいのかなと思うのですね。片や市 町村合併をしなくて、更に過疎化が進んでいるような町村も県内にはまだかなりありま す。そういう自治体としての力が乏しいという、特に町村に対して、県立はどういうサー ビスをしていかなければいけないのかというのもあります。更にもっと言うと、図書館が 無い町村というのもまだ中にはあるので、身近な所に図書館が無いような所に対してはど ういうサービスが必要なのか、そういう課題はまだたくさん残っているなと考えていま す。何れにしましても、何よりもコストがかかる問題が常につきまとっていて、コストの 負担をどのようにクリアするかということは大きいんですけども、全体の予算の中のどの 部分にお金を回していくか、重点的にどこに予算を配分するのかという問題ですので、必 要だと思えば、例えば資料費の一部を削ってでも、そういう小さな町村を支援する方に向

けるということもありうることになるのかなと思います。そういう問題と同時に、全体としては新潟市や長岡市を始め、すごく力をつけていて自分のところで自立をしてきていますから、全体の市町村支援の課題としては局地戦になってきたというか、県全体ではなくて、局地的な課題になってきていると思います。県立だからと言って新潟県内の市町村全部を網羅するという時代ではなくて、私どもは特に支障のある一部分を限ってやっていく課題になっていて、全体、トータルな課題ではもうないと考えています。課題はむしろその次の電子図書館のような、未来に向けての図書館のあり方の方に、明らかに課題は移ったというのが私どもの認識です。

### (小池委員)

今のことに関連してなんですが、私は上越の高田図書館の館長ですが、私どものような予算の非常に少ない所にとっては相互貸借で県立さんから沢山借りているので非常に助かりますので、是非今後も継続してお願いしたいと思います。上越は減っているということをここに来るまで知らなかったので、さっきからなぜかなと考えていたんですが、おそらく22年度末の補正ですね、光交付金がありましたので、その交付金で23年度、今年度については通常のほぼ倍の予算で、高田図書館を運営したんですね。非常に沢山本を買えたんです。その結果リクエストについては、一般の方からリクエストがあった場合、高田にない本をどうするか、県立さんだとかいろんなところに問い合わせをしたりして今までお借りしていたんですが、お客さんにサービスを、便宜を図るためには購入しなさいということで、年度途中からリクエスト分をかなり購入させてもらったということがあるんですね。だから私はそっちのほうかなと思っています。冊数の制限ではなくて、おそらくリクエスト分を購入して皆さんの便宜を図ってきたのが、この減につながっているんだろうなと思っています。しかし、24年度は予算ががたっと減っていますので、通常よりもまた減になっていますので、県立さんに依存する部分が多くなると思いますので、是非継続してお願いしたいなと思います。

#### (森委員)

私は、県内の他図書館等との連携協力の推進という事業名は正しいと思うのですが、指標を新潟市に限定したのがちょっと違うのかなと思ってお聞きしていました。新潟市は、図書館の市内での相互連携が図られていることが 1 つ。2 つ目は、今年度から新学習指導要領が小学校で全面実施され、来年度から中学校が全面実施となります。特に国語の教科書については、さまざまな参考図書が載せられている。しかし、学校でその本を全部揃えるのは無理なので、市内の図書館で揃えて欲しいとお願いしたんです。そうすると、それぞれの図書館でこの本が欲しいという連絡が入ると、例えば中央図書館とか西川図書館に入ると、すぐに集めて学校へ団体貸出をしてくれるのですね。つまり学校図書館支援センターというのを始めたんです。これが役に立っている中での回しで足りないというのは、小学校ではそんなにない。さまざまな参考図書があっても専門書は無いですのでここには来ないだろうと思います。来年中学校が始まってもそこまで専門書は無い。やがて高校が

全面実施になった時に、高校はどこが支えてくれるんだと思ったら、それは県立図書館だろうなと。県立図書館が県内の高校や大学を支援しますよという、学校図書館支援センター的な機能を県立図書館が持つ。それが指標になってくると連携協力の推進という事業評価が違うんだろうなと思ってお聞きしていました。

### (安藤館長)

言われる通りの問題意識を私どもも持っていまして、従来新潟県立図書館の場合は県立と市町村立図書館だけを考えて連携と言っていたんですけど、図書館というのは別に市町村立図書館だけでなくて、大学にも図書館はありますし、小中高校にも図書館はあります。公共図書館以外の分野の図書館との関係というのが、事実上今まで皆無に等しいくらいで、無いとは言わないのですが、きちんとしたシステム的な物が無かったので、それは今後、力を入れていく必要があると思います。市町村立の小学校、中学校は多分市町村立の図書館が重点的にやるので、抜け落ちているのは県立の高校を中心とする県立の学校を支援する機能が非常に乏しいので、それをやるのは県立図書館だろうというふうには認識しています。

結果的には、最終的に駄目だったんですけど、今度の4月からまず県立の高校に配属されている司書さんと連携を深めようということで、県立高校の司書を私どもで受け入れて、研修したりしながらネットワークを組もうということを考えたのですが、それぞれに事情があるものですから、実現はしなかったです。けれども、県立高校と県立図書館をきちんとネットワークを組んでいくという課題は充分にあると私どもは考えています。大学も、新潟大学との関係は非常に深まっているのですが、県内には10幾つの大学がありますので、10幾つの大学との連携をやるのも、それもやっぱり県立かなというふうに思います。そういう部分を重点的に連携協力としてやっていく必要があるというふうに思います。

### (田村委員長)

今、高校との連携というのは一切ないんでしたでしょうか。

#### (上村業務第1課長)

高校へは、特別貸出になり、通常の相互貸借とは違い費用負担をしていただいています。

## (田村委員長)

大学図書館の方は増えているんですよね。

### (安藤館長)

新潟大学はちょうど工事をしているという影響もあるかもしれないんですけど、理由の 如何に拘わらず、大学側に沢山本をお貸しするような形になっているかなと思います。

## (家富委員)

家富です。新潟大学もお世話になって、どうもありがとうございます。この1月から工事が始まりましたので、1年ちょっとの工事期間です。その間、かなり貸出も増えると思いますので、よろしくお願いいたします。私はどうしても県立と市立、その違いは何かということをいつも意識してしまうんですが、今までの政策はどちらかというと県立と市立の違いを無くす方向に行っているのではないかと。もちろんそういう動きも理解できるんですね。新潟県と新潟市の関係も政治的にも微妙になってきています。県立図書館は、新潟市の中心にありますから、実際に来られる方は、新潟市中心部に住み、「県立」を意識していないのではないかと思います。利用者がどこから来るかという情報を、単に数だけではなく、集められているのでしょうか。

### (安藤館長)

普通に利用するだけだと全く統計は取れないので、どこから何歳の人が来たかということは分からないんですけども、本の貸出に関してはデータが蓄積されるので、本を貸出した人に関しての年齢とか住所とかというのは分析しています。新潟市も合併したせいもあるんですけども、合併後の今の新潟市の方々の利用というとのが、90%を超える状況にあって、残りの10%弱が新潟市以外の利用かなというふうに思っています。

### (家富委員)

利用者を拡大しようという路線を採用すれば、どうしても市立図書館と競合せざるを得ないということで、図書館としての性格が同質的にならざるを得ないと思います。それはそれで県と市の垣根を外すというのが1つの政策というか方向性だろうと私は思います。もう1つの質問は、たくさんの数値が並んでいますけれども、この3年ほどこのような施策を進められてきたということですが、量から数値の質が気になります。例えば来館者数が今40数万人で、利用者数が2万人ということは、だいたい一人当たり20回くらい来ていることになります。リピーター、そういうことになると思うんです。このまま利用者数を前年比何%、何%と上げていくと、終いには新潟県の人口になってしまいます。利用者数についてどれくらいのものを設定するのが妥当かということですね。そういう数値に対する意味付けというのでしょうか、その辺のところはどのように考えられているのでしょうか。

## (安藤館長)

後半の方のご質問の来年度以降の目標にかかわる話になっていくのですが、私どもとしてはほぼ限界のところに来ているので、この建物の面積とか座席の数とかにどうしても制約されますから、これ以上の人が押し掛けても混乱だけがするという形になってしまいます。今の土曜、日曜の様子を見ると、これ以上の利用者増は目標としてはよろしくない。むしろ、今の水準を維持しつつ、内容的により充実した、内容の面で考えていく状況に変わってきているなというふうに考えています。

前半の方の新潟市と県の関係というのは、新潟県だけではなくて、県立図書館全てが抱えている課題で、全国の図書館でさまざまな試行錯誤が行われています。意識的に県立図書館を県庁所在地に置かないで違う場所に置くと、例えば大阪府であれば大阪市に置かないで東大阪市に置いていますし、北海道も札幌市に置かないで江別市に置いていますし、そうやって場所を変えて、市の図書館とは違うサービスを目指すという所もあります。ごく最近の例では、高知県立図書館は市の図書館が新しくなるに合わせて市の図書館の一部に間借りをする例もあります。何階建てかの高知市立図書館が出来るんですけど、そのワンフロアに県立図書館が入って、一般的な閲覧室機能としては郷土部門だけをやって、建物も高知市立図書館と同じ建物でやるというような例もあります。かなり共通した課題として、今、鋭く問題が提起されているというような状況にあります。

### (田村委員長)

システムを更新した時に、個人貸出の条件を変更したりとかはやられたわけですか。冊 数とか期間とか。それはやっていない。

## (安藤館長)

システムとは特にかかわらないですけども、システム更新の前にかつては5冊までだったと思うんですけど、それを10冊借りられるよう変更しています。それは直接システムとは連動していないんですけど、貸出の制限を少し緩めて5冊から10冊に増やしたということはしています。

### (田村委員長)

それをお聞きしたのは、個人貸出冊数の伸びの中に貸出規則変更の効果みたいなものは 多少はあると考えていいかどうか知りたかったからです。

## (上村業務第1課長)

今回の数字の中には 5 冊から 10 冊の影響はもうほとんどないと思います。前年の数字でもう 10 冊になっていました。

### (田村委員長)

分かりました。他にはいかがでしょう。

#### (関川委員)

お話をお伺いしていまして、基礎的サービス評価については、前年より良く、良くということで積み上げてきた数字だろうとは思うんですが、正直なところ、様々な外的要因等で変動すること、キャパシティの問題等があること等のご説明をお聞きしていても、ここの部分というのは指標として傾向をおっていくという項目ととらえて、無理に評価を毎年していくということからは卒業されても良いような気がするんです。特に入館者数とか、

これからおそらくどんどん増えていきますでしょうホームページのアクセス件数とか。むしろ今話の中にあった市町村との関係とかレファレンスの問題、そういったあたりを意識的に掲げられて、ご説明いただいたようなことを分析として公表されていく。そういう中で県立の図書館の役割というものを、もっと議論し、県民の方にも知っていただくような使い方を、指標を定めるなかで狙っていかれるというのも手ではないかなと。特に、入館者数なんて、例えば3年前の数字から比較してどうであるというような、凸凹はあるんだけれども、所定のご利用はされていますというようなことが訴えられればよろしいんではないかと思います。毎年10%増やして、それに追いつくかどうかというのはもう達成されたのではないかなと思ってしまいました。

### (田村委員長)

もし何かあれば、どうぞ。

## (安藤館長)

今ほどの関川委員の指摘は全く的確なご意見をいただいたなと思うんですけど、言われるように、4年、5年前の段階では非常に低迷していた県立図書館でしたので、低迷しているところからどうやって脱出するか、利用者をどうやって増やすかということが最大の目標でした。そういう意味でここに掲げているような目標を掲げたのですが、ほぼ満足した、達成したというよりも、達成し過ぎたような状況に今なっているので、ここにあるような指標をずっと掲げ続けて目標ですというような状況ではなくなったというのが私どもの認識です。来年度以降の目標を考える時に、こういう項目設定ではなくて、また新たな考え方の新たな課題を考え、設定していくということも非常に大事な状況だなと思います。もしここで同じような意見が多ければ、来年度の指標を造る際に、この指標のあり方を変えて、どういう指標が良いのかという部分についてのご議論をいただくのも一つの方法かなと思います。

#### (工藤委員)

今お話がございましたが、基礎的サービス評価につきまして、市町村等への貸出冊数の項目は、それぞれの市町村での事情がかなりあります。これから県立図書館としてやっていくべきサービスとしては、自治体としての力が弱い所に対するフォローということが大きなウェイトを占めてくるのではないかと思いますので、その点を踏まえたうえで、今後基礎的サービス評価ではなく、局地的な、自治体の図書館への協力・応援体制というものをもっと考えていって頂きたいというのがございます。

#### (安藤館長)

今後の課題の一つとして、小さな町村で、あるいは図書館も設定されていないような所に対する県立図書館としてのフォローの仕方ですとか、先ほど森委員からご指摘のあった県立の高校とか県立の学校との連携とか、そういう部分についてのこれからの対応という

ものも私どもの大きな柱の一つにしていくような状況に変わってきたかなと認識しています。

### (加藤委員)

加藤ですけども、基本的なことをお聞きしたいのですが、今、入館者数を増やすという問題ではないという話が出ましたが、入館者数はどうやって把握しているのかというのが1点と、レファレンス件数について、今回から30分以上の相談等について件数に数えたと言いますけども、電話とか来客でその内容が30分を越えるかどうかというのは、最初にはなかなか判断ができないと思います。レファレンス・相談等については相談カードみたいなのに記入して件数を数えているのか、その2つについて把握方法を教えていただけますか。

## (安藤館長)

入館者数の把握は、建物の中のさらに閲覧室に入る入口にブックディディクションという装置が付いていて、本来の目的は貸出手続きをせずに持ち出そうとするとそこでピンポンと音が鳴る機械が設置されているんですけども、そこで1回ごとの出入りをコンピュータ的に把握してカウントしています。毎日毎日、1日に何人の出入りがあったかというのをカウントする仕組みになっています。厳密に言うと、一人の人が何回も出入りするようなこともあるんですけども、そこまでの把握はコンピュータは出来ないので、若干のダブりはあると思いますけども、全体に影響するほどのものではないです。もう1つのご質問のレファレンスというのは、いろんな手段で調査・相談の依頼が来ます。私どもの窓口で、カウンターで直接相談を受けることもあるし、電話が来ることもあるし、文書とかメールとかで来ることもあるんですけども、それらを全部職員は一つずつ基本的に記録をすることにしてあります。相談を受けたら必ず記録をして、どういう相談があった、どういう内容であった、どのくらい時間がかかったというようなことを必ず記録して、それを分析して、中には1回答えたものが同じような質問が何回か来ることもありますし、今後も必要と思われるレファレンスの質問とか回答の場合は、きちんと回答の中身まで記録して同じような質問にまたこたえられるような対応を取っています。

### (田村委員長)

よろしいですか。では時間も押していますので、金森委員のお話を最後に次の議題に移りたいと思います。

#### (金森委員)

もう入館者数もこれで大丈夫という感じですので、後は、市町村等への貸出冊数のことですね。それはこの県立図書館に必要な本が無いから伸びないと思うんです。だから、どこの図書館でも持っていないものがあれば借りる、中央図書館とかと差別、区別化がやっぱり必要だと思っています。どこにもないような本を徹底して集めて欲しいなと思うんで

### すよね。

## (安藤館長)

今ほど金森委員が言われた機能は多分国立国会図書館が行っている仕事だと思います。

## (金森委員)

私は古文書は読めないんですが、文書館がなんか宝の山のように見えるんですが、さっぱり分からない。あそこで解読したものを図書館で、今パソコンを打てばちょっとした冊子になるのですから、そういうものでも良いですから、図書館で本を出すような予定はないんでしょうか。

### (安藤館長)

私自身は文書館の館長も兼ねていますので、両方の立場にいるんですけど、図書館と文書館を如何に連携させるかというのも課題の1つだと思っています。文書館というのはもともとあったわけではなくて、20年前に新たにできた組織で、その当時は図書館からむしろ分離独立して、アーカイブという別の概念の仕組みを作ろうという動きに加えて、県の公文書を管理するという仕事もそこに付加されて文書館が出来たのですが、今の状態を私なりに考えると、むしろ別々よりは連携をして、共通する部分は一緒になって仕事をしていくということの方に意味があるかもしれないなという感じがしています。かなり力を入れているデジタル・ライブラリーは、図書館と文書館が共同で作業をしていますから、利用をする方々はこれは文書館だとか図書館だとかを全然意識せずに、更にこの中には市町村立図書館が持っている貴重資料も、ごく一部ですが撮影してシステムの中に組み込みました。利用する人から見れば新潟県内にある図書館や博物館や、そういう資料が一つのシステムで全部検索できるということを目指した仕組みにしているという意味では、一体化を図っていくというのも大事なのかなと思います。

## (田村委員長)

まだいろいろとご意見がおありと思いますが、時間も押していますので次の議題に移らせていただきます。議題1についてご意見、ご質問があれば議題2の議論の中で引き続いて伺うことにしたいと思います。では、お願いいたします。

#### (安藤館長)

資料3を見ていただきたいと思います。これまでの議論と基本的に同じ考えのもとでやっているんですけど、この数年行っている大きな柱立てのもとで新年度も運営をしていきたいと考えています。その柱立てというのは、館内利用サービスを充実させて、子どもたちから若者、高齢者までがこの図書館を利用できるという環境を、引き続き充実させていきたいと考えています。具体的には、従来から新潟県立図書館が得意としていた専門分野の図書・雑誌というのを提供するというのが、第1番にあって、2番目に新潟県に関する地域資料を収集するというのも、これも県立図書館の非常に大きな役割ですので、地域資

料を提供していく、と。3番、4番がここ3、4年の間に増えた分ですが、暮らしと仕事に役立つ実用的な資料の提供を図っていくということと、子どもの分野については、全然やっていてなかった部分について、子どもの読書を推進するための児童書・絵本の提供も引き続きやっていこうと。それら全部に共通するものとして、単に本を貸すということだけではありませんので、利用者によるいろんな調べ物の問い合わせに対して支援をしていきますと、レファレンスサービスを提供していきます。というようなことを通しながら、少なくともこの建物を有効に使っていける、職員を有効に活用していけるという仕組みを作り上げていきたいと思います。

2番目の大きな課題として、今後の将来に向けてですが、電子図書館サービスをよりいっそう充実させていきたいと思っています。具体的にホームページを使って、その中のマイページを使うことによって、資料を検索したり予約をしたり、貸出の延長をしたりというような、プラスアルファの付加価値が出来るようになりますので、それを自宅にいてもできるということです。ここに来なくても、自宅にいてできるという形になりますので、そういう機能はより充実させたい。もう一つは県立図書館が特徴として持っている郷土史料については、独自のデータベースを作り上げていって、実物を見なくても、細かい一つひとつの画像までちゃんとコンピュータで見ることが出来るような、そういうデータベース作りを引き続きやっていきたい。今回 3000 タイトルの、5 万画像くらいなんですが、コンピュータのハードディスクに余裕がある限り、更に毎年増やせるものは増やしていきたいと思っています。

3 番目の商業用のデータベースの利用というのが実はなかなかうまく機能しないんですけど、館内に、新聞を始め法律とか辞典、辞書類のデータベースを設置しています。残念ながら、なかなか利用が進まない。全国の他の図書館に聞いてもなかなか進まないんですけども、図書館に来てデータベースを調べるんだということが定着するような、そういうことも必要なのかなと思っています。4 番目に新たに取り組んだのが、活字の情報だけではなく、音楽の情報、音声情報とかいうものも今後図書館が提供していく情報の一部だと考えています。今回は音楽配信サービスですが、文字情報以外の違う形で記憶された情報を図書館が提供していくというような分野についても取り組んでいきたいなと思います。

3番目が県内図書館等との連携協力なんですけども、この中でも先ほどの議論の中で学校図書館に対する協力業務とか、同じ協力でも誰に対してどんな協力をするのかということについては、今後十分に検討し合いながらそのための仕組みづくりをしていかないといけないのかなというようなことを考えながら新年度の仕事にしていきたいと思います。

#### (田村委員長)

ありがとうございます。先ほどの議論でもだいぶ出てきたような話を、今ご説明いただきましたが、これについて何かご意見やご質問は無いでしょうか。

#### (加藤委員)

資料3の3で県立図書館との連携というのがありますけども、これからも連携しあって

いくということだと思うんですが、先ほど配布された資料 1 の 5 ページ目にも、23 年度にこういった項目を掲げてやったという実績が出ているわけですが、1 番、事業の概要の 3 ポツ目、具体的取組の概要ということで、訪問相談や研修会の講師等の派遣を県立図書館が行うという形があったと思うんですけど、今年度の実績はどうであったか、また来年度もこのような形の内容を引き続き推進していくのか、それから私は県立図書館でやった講演会とかイベントなどで非常に好評だったものについては、他の市立図書館に出前講座みたいな形でやるのも面白いんじゃないかなと思います。そうしたことを来年度、新しい事業の中に考えていく予定があるのかどうか聞かせてもらえますか。

# (安藤館長)

実績については担当の課長から説明をいたします。

## (井川企画協力課長)

訪問相談ですね。こちらは今年度につきましては、公民館が2館、図書館が12館、大学等が2館ということで計16館、こちらから伺っております。研修ですね。初任者研修と中堅職員研修、それから専門研修ということで3つの研修を市町村図書館職員に対して行っております。基本的には県立図書館で行っているのですが、一部は市立の図書館を会場にしていることもございます。

#### (安藤館長)

企画協力課というセクションを組織の中に置いていて、その名前のゆえんは実際に資料 を貸し借りするということよりは、市町村からの問い合わせに答えたり、必要により私ど もが出かけて行って、市町村の図書館の職員を集めて研修をやったり、個々の問題につい てのアドバイスをしたりということを日常的な仕事としてやっています。出かけて行って いる件数は今ほど説明があったように、今回の場合だと16件。月平均1、2件というくら いの頻度で出かけて行って意見交換する。そのほか、30人、50人という規模でやる研修 も大きく3種類あるんですけども、他に市町村の個別の研修をお願いされて講師として派 遣するという場合もかなりの数あるので、そういう意味では直接的な本の貸し借りという ことだけではなくて、県立と市町村立が一体化しながら職員同士の交流が多くなっている という実態にあります。2番目のご意見のここでやっている講座とか講演会を市町村でも 出前で、ということですけども、私どものやっている講座そのものは、私どもの職員が講 師になっているわけではなくて、講師の方をお願いしながら、県立図書館の利用者のニー ズに合うような形での講座設定をしているものですから、それを市町村で同じことをやる にしても、ちょっと主旨が違うのかなと思われます。市町村立図書館は私ども以上にそう いうイベントは沢山やっていて、ただ対象が殆ど子供向けのイベントが多い実態にありま す。そういう部分は私どもは年に1回くらいしかありませんので、イベントとか講座の中 身がかなり質的に違うという実態にあるのかなと思います。

## (田村委員長)

展示なんかは持って行っても良いんじゃないかなという気がしますが。ああいう資料はなかなか外に持ち出すのは難しいですか。

### (安藤館長)

例えば展示も、今日もギャラリーで写真展をやっていますけど、私どもの本を展示するケースは年に2回くらいしかなくて、殆どは新潟市内を中心に活躍しようとするセミプロの方々の登竜門になっていて、セミプロの方々がここで展示をして評価を得るというような場としてここのギャラリーが使われているという実態があるので、そこもなかなか違った展開を見せていると思います。

### (田村委員長)

他にはいかがでしょうか。

## (工藤委員)

新たに音楽配信サービスを開始されるということですが、この著作権の利用料等についてはどのようになっていますでしょうか。

## (安藤館長)

今回採用したのはナクソスという音楽配信サービスというシステムを採用しています。 それは本社は香港だと思うのですが、世界的規模で展開している音楽配信会社でその中で サービスしているレコードは、当然に日本のレコードというよりは世界中のクラシックレ コードを中心とするものが収められています。アクセス件数に応じて金額が違うのです が、同時にアクセスするマックスの件数が設定されて、例えば同時に100人の人がアクセ スするのか、5人くらいしかアクセスしないのかに応じて料金が違います。私どもは同時 に最大 20 人の人がアクセスしても大丈夫だよという設定がしてあって、年間の委託料は 45 万円ほどです。年間 45 万円払って 80 万曲を 20 人の人が常にずっと 365 日聞いていて もオッケーというような設定になっています。私どもは CD も買っていますが、CD は 1枚 2000 円位するわけなので、そういうコストを考えるとはるかに安い金額で大勢の人が 同時に楽しめます。この1カ月間試行をやったのですが、結果としては平均で1日当たり 100 人ちょっとの人が、毎日平均してアクセスしていて、同時に 20 件という制限を越え たのが1回だけありました。40分間くらいに渡って最大20件になったことがあるんです けども、それ以外は1カ月間、ほぼ20件の中におさまって、毎日100人くらいの人がア クセスしているというような実態にありましたので、今後本格運用をした時にどのくらい 増えるかはまた様子を見ながらという形になりますが、ほぼ予想の中に収まる形で今は推 移をしているという状況です。

#### (田村委員長)

他はいかがでしょうか。

## (小池委員)

要望になるかと思うんですが、今ほどの資料の中の電子図書館サービスの充実というこ とでいろいろ先進的に取り組んで頂いて、私どもも資料を配信させていただくような形 で、大変有難いと思っているんですが、最後のところで「電子書籍の利用サービスの方法 について検討する」という文言があるんですが、例えば私どものような公立の図書館です と、確かに情報は沢山いただくんですね。いろんな所からいろんな情報が来るんですが、 どうしてもお金が絡んでいるように見えて、どれが本当でどこまで本当にできるのかとい うのがなかなか1つの図書館ではきちっと決断をして方向性を出していくのは非常に難し いと見ているんですが、是非検討するという所ですね、例えば、全県の図書館の事務担当 者を集めて、こういう方法があるとかこんなのがあるとかというような、そういう会も計 画の中に入れていただけると有難いかなと、こんなふうに思って見させていただいてきま した。それからもう1つ、先ほど加藤委員さんの方で出された、例えば講演だとか、講座 だとかというものを、なかなか市町村の場合は確かにいろんな取り組みをやっているんで すが、私ども上越市の場合は今まで定期的に取り組んでいた、例えば原画展だとか、中央 からお願いしてくるとかというのはもうパチッパチッと切られちゃうんですね。それにつ いてはもうずっと、おそらく復活が出来ないくらいに予算が削られていますので、そうす ると1つの館でやるというのがなかなか難しくなってしまったというのが私の実感なん です。県立で全部やってくれとは言わないんですが、連合体のような協議会のようなもあ るわけですから、そういうところで講師さんを、例えば今年度は下越と中越、来年は中越 と上越というように順番に派遣をしていろんなものをやっていくというような方向性を ぜひ取り入れていただくと、私どものような予算の少ない所は有難いなと思っているんで すが、是非検討をお願いしたいと思います。

### (安藤館長)

最初の方の電子書籍については、私よりも田村先生の方が全国のいろんな動きをご存じだと思うので、田村先生の方からお話をお聞きする方がいいんじゃないかなと思うんですけども、私が直感的に思っているのは、各市町村立図書館が電子書籍を導入するような必要はなくて、県立なら県立がオール新潟県を対象に電子書籍サービスを始めれば、それでオッケーだというふうに考えています。その一環として、今日お配りした資料の中に、利用登録を郵送でも受け付けますよというのを始めたんですけども、従来は利用登録はあくまでこの建物に来て、建物の中の本を借りるために利用登録をして、本を館外に持ち出すためには住所がちゃんとしていないとどこのだれか分からない人が借りていって返してくれないというリスクが伴うので、住所の明らかな人を登録していただいて、誰がここから公共的な図書を外に持ち出したかというのが明らかになるような仕組みだったと思うんです。でも、音楽配信のようなサービスをやると別にここの建物に来る必要が無いので、利用の登録は郵送でもできます。住所がきちんと明らかであれば郵送で利用登録し、私ど

もは利用カードを送るのでそのカードのIDでホームページにアクセスしてもらえば私どものサービスを受けられます、ということを今回これに合わせて行っています。多分こういう取組は全国の図書館の中では画期的に新しい考え方です。私どもの今の考え方は、電子図書館をやることによって、この建物に来る人だけが利用者ということだけではなくて、少なくとも新潟県内どこの誰でも、どこからでも利用できる仕組みを作って、建物に来ない人も利用者だというふうに考えてこういう仕組みづくりをしています。これがちゃんとうまく行けば、市町村立図書館は自分のところで高いお金をかけて導入する必要は全然なくて、少なくとも新潟県全体を、電子書籍に関しては県立図書館が全部フォローしますということになるかと思います。そういう部分を今後市町村の方々とも意見を聞きながら進めていく必要があるのかなと思っています。

講座については確かに市町村側もどんどん予算が無くなったりして、やりたい講座も開けないという実態にあるかもしれないなというのを承知はしているんですけど、実は私どもも講師謝礼というのは殆どもうゼロに近いくらいの状態で一人の方に大体1万円とか2万円とかの謝礼しか払っていません。そういうボランティア精神でやって下さる方は非常に限られていて、東京当たりの作家を呼んでくると最低でも謝礼20万とか30万、旅費も入れて何十万とそんな話になるのですけど、そういう講演会は私どもは、予算も無いせいもあるんですけど、全然やる状況にはありません。この図書館と共にボランティアで一緒になって文化活動をやろうという方々の集まりで講座をやっているという実態にありますので、そういう方々にただで佐渡に行って欲しいですとか、なかなか言い難いというか、できない状況にあるのかなと思っています。

#### (田村委員長)

よろしいでしょうか。電子図書館の話はしゃべれば1時間でも2時間でも材料はあるんですが、ちょっと今日は、時間が押していますので。ただ、今の安藤館長の話でお分かりのように電子図書館サービスって結局、サービスの棲み分けが大幅に変わると思うんですね。市町村がやるべき部分と県立がやるべき部分、あるいは国立国会図書館がやるべき部分が変わるんだと思うんです。多分このままいくともうすぐ国立国会図書館の電子書籍が、市町村から利用できるようなことが始まりそうな勢いです。出来れば県立図書館の方からその辺の情報を市町村の方に流していただければ、準備ができて大変やりやすいですよね。市町村はどういうふうに考えていけばいいのかというような所から迷っているんだろうなというふうに思いますし、かなり切実に情報や指針を求めているんだろうなと思いますので、私の方からもお願いしたいと思います。時間が無いので森委員、最後に。

## (森委員)

3 つお話させていただきたいと思いました。1 点目、県立図書館は新潟県に関する地域 資料、市の図書館は持っていない、そういう資料の充実。特に文書館と一体になった、文 書館に隠れているみたいな資料が県立図書館に来ると読める、見れる。そしてその中の一 部がデジタルライブラリーなどで提供できる。これは県立図書館しかできないことだと思 います。2 点目、ある部分を協力業務ではなくて支援業務として欲しかった。市町村への支援というのは、電子書籍の提供は出来るし、音楽配信が出来ればやがて落語とか朗読のCD なんかも全部一体的にできるはず。これは明らかに市町村への支援、市町村立図書館への支援。そして県民全部への支援になる。もう1つは学校図書館等に対する協力業務ではなくて支援業務にしていただきたいと思います。有難いことに新潟市内の小中学校は学校図書館支援センターのサービス業務で本の配信はもちろん、司書、つまり学校には学校司書と司書教員の両者がいますが、その人たちに対する学校図書館活用講座を教育センターと一体となって開催することによって、学校図書館活用の支援もしている。本の配信支援だけじゃなくて、そこもできる。学校図書館等に関する協力業務を支援業務に変えて、学校図書館支援センター的なことを推進していただきたいというお願いです。ただしこれはお金と人が絡むんです。

## (安藤館長)

ご要望はしっかりと受け止めたいと思います。

## (田村委員長)

次の議事に移りたいと思います。

議事の 4、その他についてまとめてお願いいたします。災害時の話と図書館法の改正の話をまとめて説明して下さい。

#### (石倉副館長)

資料4の地震等災害時における新潟県立図書館の対応をご覧ください。昨年は地震とか水害とか災害が非常に多い年でございました。大規模な災害になりますと、県をまたいだ広域の支援が必要になってくるということがありまして、当館の提案で、新潟県立図書館が加盟している関東甲信越地区の都県立図書館の協議会というのがございまして、その中でお互いに大規模災害があった時には協力しあって支援し合いましょうという取り決め、申し合わせを行おうじゃありませんかという提案をしまして、それを先日合意しました。その内容が2枚目の資料であります。昨年非常に地震が多かった中で当館がどういう対応をしてきたのかというのが1枚目であります。ここに記載してありますのが東日本大震災、翌日に発生しました長野県北部地震。これは十日町地域も被害があったわけですけども。それから7月の新潟・福島豪雨です。この3つについてどういう対応をしてきたのかというのをまとめてございます。

災害となりますと、情報収集と情報提供をまず第一にやらなければならないということで、当館としましては災害の発生と同時に県内の市町村図書館に被害状況を電話等で聴取しまして、その結果をメールなどで市町村図書館に情報提供しました。東日本或いは長野県北部地震、この時は県内市町村図書館などにおきましては殆ど大きな被害はありませんでしたけれども、特に新潟・福島豪雨、これは大きな被害があったところがございまして、阿賀町公民館図書室三川分館に大量の泥が流入しまして、貴重な資料約 4000 点くらいが

使い物にならなくなったというような状況がございました。そういう状況の中で、当館職員を現場に派遣しまして、状況把握をしてまいりました。その被災状況をホームページで公開して情報提供したところでございます。

次に、被災した図書館や被災地域への支援でございます。東日本大震災におきましては被災地域を対象として、新潟における中越地震などの復旧、復興関連資料、こういったものをファックスやメールによりまして提供するという特別な取り扱いをしたところでございます。復興関連文献の複写郵送サービスだとか、公共団体に対して複写物の無料化を実施いたしました。その他館内に募金箱を設置しまして、義援金を集めまして贈呈したというのもございます。県立図書館友の会でございますけれども、例年古本再生市を 11 月に行っています。その収入金の一部で児童書や絵本など 100 冊購入しまして、昨日、福島県立図書館の方に寄贈してきたところでございます。新潟・福島豪雨では、県立図書館と文書館の職員が一緒になって阿賀町の三川分館に出向きまして、泥の掻きだし、搬出或いは図書の復旧支援・助言を行ってまいりました。また、県内の図書館だとか試験研究機関など図書館等情報ネットワークの構成機関、84 機関に対してまして、三川分館への図書の寄贈を呼び掛けまして、段ボール約 100 箱の寄贈をしたところでございます。

次に避難者への支援・サービスでございます。東日本大震災の県内避難者に対しましては、新潟県民と同じように図書館利用カードを発行するという貸出特例を実施しております。現在その利用者は59名おられます。全員が福島県の方ということでございます。震災によりまして失業してしまった方、避難して来られた方がおられますが、そういう方を対象に非常勤職員として当館で今現在3名を雇用しているところでございます。

災害関係資料の収集・閲覧関係では、地震関係の閲覧コーナーを特別に設置したり、新聞で福島、宮城、岩手各県の地元新聞を取り寄せまして、館内で閲覧に供しているところでございます。他館との連携ですけど、先ほど申しましたけれども文書館と連携して現場に行ったり、図書の寄贈を行ったところでございます。

大規模災害時における図書館同士の応援についてでございます。先ほども申し上げましたけれども、大規模な災害時、こういった時は県をまたがるような広域な図書館同士の支援体制が必要であるというふうに考えておりまして、そこで当館が提案をしまして、関東甲信越静の11の都県の都県立図書館と調整しながら、11の都県が加入する関東地区公共図書館協議会で、相互応援に関する申し合わせというのを3月9日に行ったところでございまして、その内容がこの資料でございます。これは図書館職員の専門的な知識を生かしながら、相互に連携して被災図書館の復旧活動を応援しようというものでございまして、応援の対応が円滑に行われるように予め必要なことを申し合わせておくというものでございます。中身につきましては関東甲信越静の11の都県を5つにグループ分けしておきまして、そのグループ内のどこかの図書館が被災した場合は、そのグループ内の他の都県の図書館が、応援要請の有無にかかわらず速やかに被災状況の収集と提供を行う、ということを決めております。被災図書館から応援の要請があった場合には自ら応援に努めるとともに、他県の図書館から応援の申し出などの調整、応援、支援の調整役をするんだということにしております。そこで資料の救出や整理、あるいは貴重資料の預かり保管、こういったものを

支援として行っていくのだということを申し合わせているわけでございます。費用が当然かかるわけでございまして、費用はどうするのかということでございますけども、原則として応援の要請を行った被災都県立図書館が負担することとしております。こういった内容で関東甲信越静地区の都県立図書館で構成する関東地区公共図書館協議会で、3月9日に申し合わせを合意しまして、震災があった時には相互に応援していきましょうということでございます。

資料の 4-2 は関係資料としてお配りしておきました。日本図書館協会が発行します図書館雑誌という機関誌ですが、そこの震災特集に当館の安藤館長と保坂職員が寄稿したものでございますので後ほどご覧いただければと思います。以上です。

#### (安藤館長)

続いて資料 5 も簡単にご説明したいと思います。冒頭でも述べましたけども、図書館協議会 は県の条例で設置されていますが、その大前提になっているのが図書館法に図書館協議会とい うのを作りましょうという法律になっています。今回図書館法が改正をされまして、それに伴 って県議会に条例改正の提案をしています。図書館法の何が変わったかと言うと、図書館協議 会の委員の皆様方は、県がランダムに選んで来ているというわけではなくて、どういう分野の 人を図書館協議会の委員として選びなさいということがもともと法律で決まっていました。現 行と書いてある方の第 15 条に図書館協議会の委員は、学校教育及社会教育の関係者、家庭教 育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命しなさい と法律で書いてあったのですね。その法律が現在の地方分権の考え方にそぐわないと。何でも かんでもこういうところまで法律で決めるのは地方分権ではないという趣旨で法律改正がされ て、改正の第 15 条は図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員 会が任命する、とだけ書いてあって、どこからどういう人を選べということが法律から外れま した。どうやって選ぶかということについては第 16 条に地方公共団体が条例を定めて、自分 たちの条例で定めなさいというふうに法律が変わりました。ただし、第16条の最後の方です が、この場合において、委員の任命の基準にというのを文科省が示しています。次のページに それを決めるための図書館法施行規則があって、これらの法律改正を受けて新潟県としてどう するかというので、最後のページに新潟県の今の議会に提案されている議案が出ています。改 正前と改正後の新旧対象になっていますが、改正後の第2条に協議会の委員は、学校教育及び 社会教育の関係者、家庭教育の向上及び、その次に独自性、オリジナルがあるんですけども、 学校教育と社会教育、家庭教育というところまでは文科省の基準のとおりです。プラスして、 文化の発展に資する活動を行う者というものを、新潟県の、自分たちの物の考え方として条例 の中におりこんだ条例の改正案を、現在県議会に出しています。今の委員の皆様方は今年の 7 月までが委員の任期ですが、その後の任免手続きが4月早々から始まります。その時はここで いう、条例が可決されますと、ここの項目で沿った形で委員さんを任命させていただくという ことでして、私どもはここに意識的に文化の発展に資する活動を行う者というのを入れた主旨 は、社会教育、生涯学習だけでなく新潟県全体の文化の発展に対しても県立図書館はその一端 を担って行くんですという覚悟をこの中に示すというつもりで文科省基準にプラスアルファし てこのような形の条例を作ろうとしています。説明は以上のとおりです。

### (田村委員長)

ありがとうございます。もう時間は過ぎていますが、特にご質問なりありませんか。

# (家富委員)

地域の図書館同士の連携強化のために人事交流は行われていないんでしょうか。

# (安藤館長)

言われている趣旨は、国立大学の場合だと国家公務員として採用されている方が転勤され、 いろんな大学の図書館に異動で配属される。結果的に職員同士が人間的にネットワークが作ら れているという趣旨だと思うんですけど、県立図書館はそれぞれの県に採用されている職員だ けです。私はもともと行政の人間ですが、教員の方が館長になっている県と行政の職員が館長 になっている県と、ごく稀に司書の専門職の人がなっている所というのがあって、その間での 人事交流というのはないので、それぞれで完結しているという状況になります。ですから、県 をまたがって人間関係を作りながらネットワークを形成していくというのは、非常に難しい状 況にあります。今回は新潟県が非常に出しゃばったんですけども、東日本大震災の直接的な被 害を受けた宮城県、岩手県、福島県とか、関東では茨城、千葉が大変大きな被害を受けたんで すけども、その県は自分たちの復旧・復興の方が優先されているので、福島県立図書館はまだ 仮オープンで全然復旧ができていない状況なんですが、もう自分のことで精いっぱいという状 況にあります。それは今後も周りから支援しながら復旧をぜひ成し遂げていただきたいと思う んですが、今後に備えて、いつまた同じようなことが起こるかもしれないので、今後に備えて のいろんな備えを考えなければいけないんじゃないですか、ということを提案したんです。新 潟県は7年前の中越地震の経験があるものですから、そういうコーディネーター役をやるのは 新潟県だと、勝手な思いで、多少出しゃばって提案をして、日本図書館協会などの応援も得て、 かろうじてだったんですけども、とりあえずは関東地区で何かいざというときに県立図書館同 士が連携し合う仕組みを作りましょうという申し合わせを、先週東京で行ってきたばかりです。

(田村委員長) それでは、今日の議題はこれで全部終わったということで終了させて頂きます。

(司 会) ありがとうございました。これで今日の協議会は終了致します。ありがとうございました。

以上